

綿棒の検査マニュアル

昭和50年11月6日

製品安全協会

安全性品質について

1.(1) 認定基準

「異物等」とは、金属片、砂石、人毛、獣毛、昆虫、長い糸くずやわらくず、油の汚点、接着剤の著しい塗出などをいう。

1.(1) 基準確認方法

「白色けい光ランプ下」の照度は、光源側の綿棒の表面において1,000ルクス以上であること。

1.(3) 認定基準

「軸の仕上がりは良好」とは、著しい節、ささくれ、曲がり及びき裂、破損などが無いことをいう。

1.(4) 基準確認方法

「aの寸法が1ミリメートル以上あること」の測定は次のとおりとする。

軸の任意の位置に測定起点をしるしてから綿棒が変形しないよう軸を固定し、綿体の先端中央部を軸方向にけばを押える程度（約5グラム）で圧縮した状態で、測定起点と綿体の先端中央部との距離（L）を測定する。次に軸から綿体を除去し、測定起点と軸最先端との距離（ l ）を測定し（L）から（ l ）を感じたとき1ミリメートル以上であること。

1.(5) 基準確認方法

イ、「綿体に覆われない軸部分の長さ」の測定において綿体が軸に接着されている部分がふぞろいの場合、綿体が片側だけにあるものについては次に示す図1のように軸の先端から綿体までの最短距離、綿体が両側にあるものについては図2のように綿体に覆われない軸部分の最短距離を測定するものとする。

図 1

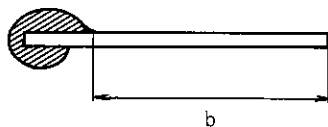
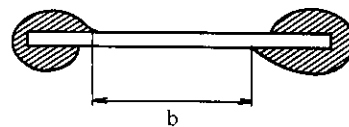


図 2



ロ 「全長」の測定は、綿体の先端中央部を軸方向にけばを押える程度（約5グラム）で圧縮した状態で行うものとする。

2. 基準確認方法

イ 試験する側の綿体に手が接触しないよう注意しながら支持板の穴に軸を通し、重りを静かにつるすものとし、つるしたとき軸が支持板に接触していないこと。

なお、綿体が両側にあるもので支持板の穴に軸を通すことが困難な場合は、他端の綿体を除去して

から行うものとする。

ロ 「乾燥したもの」とは、包装されている状態のものをいう。

ハ 「湿潤したもの」とは、100パーセント湿潤した状態のものをいう。

なお、水は上水道水若しくは蒸留水とする。

ニ 「接着剤が食品衛生法施行規則別表第2に該当していることを確認」する方法は、接着剤を製造する業者の材質又は成分表示若しくは証明書等によるものとする。

3. 基準確認方法

イ 「軸の中央」とは、軸の全長の中央で、かつ、支持台の支点間の中央のことをいう。

ロ 支点の外側の軸部を保持してから重りを静かにつるすものとする。

4. 基準確認方法

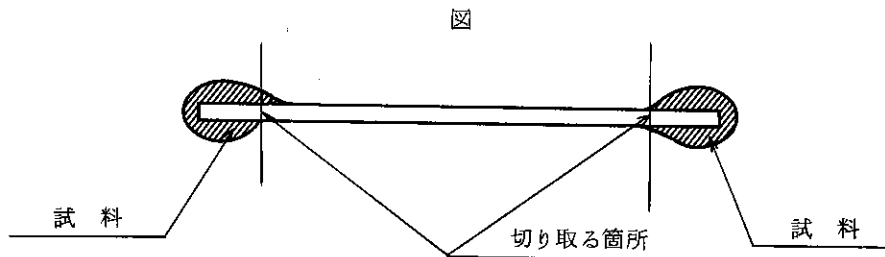
イ 「けい光反応の有無」は、視覚による白さを高めるけい光増白剤の使用の有無を調べるものとする。したがって原綿中の種子片及び本質的にけい光を発する混在物が残存し、そのため小斑点をなして発光する場合は、ここでいうけい光反応とはみなさない。

ロ 紫外線の波長は、3,650オングストロームプラスマイナス50オングストロームとする。

5. 基準確認方法

イ 「綿体部分」とは、綿体及び綿体に覆われている軸（軸と綿体とを接着させた接着剤を含む。）をいう。

ロ 試料の採取方法は、綿体部分をはさみ等で切り取るものとする。なお、綿体が軸に接着されている部分がふぞろいの場合は、次に示す図の箇所を切り取るものとする。



6. 基準確認方法

「第4おもちゃBおもちゃの製造基準の規定に適合していること」とは、試験溶液50ミリリットルを内径20ミリリットル、外径24ミリメートル、底からせん（栓）の下面までの距離20センチメートルで、5ミリリットルごとに50ミリリットルまで目盛りをつけたネスラー管にとり、白色を背景として上方及び側方から観察したとき、着色料の溶出が認められないことをいう。

7. 認定基準

「一般生菌数は、1本当たり300以下であること」とは、3本の綿棒で実測した数を3で除したとき300以下であることをいう。

表示及び取扱説明書

1. 認定基準

「容易に消えない」とは、手又は布でこすったとき消滅又ははく離しないことをいう。

2.(1) 基準確認方法

「主な用途」については、次に掲げる参考例のように容易に理解できるものであること。

例その1 …………… 赤ちゃんの耳・鼻・口・へそなどの手入。

例その2 …………… くすり付け・傷口などの手入。

例その3 …………… マニキュア落し。